

# 染井野 3 丁目町内会会則

## 第1章 総 則

(名称及び連絡先)

第1条 本町内会は、染井野3丁目町内会（以下「本会」という。）と称し、連絡先を会長宅とする。

(本会の構成)

第2条 本会は、染井野3丁目居住者及び住宅を有する者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2. 居住者のほかに染井野3丁目に店舗・事務所等の建物を所有又は借り受け等に基づき使用するものは会員に準じるものとする。

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の親睦、より良い住宅地としての環境整備及び地域社会の福祉向上を目的として以下の事業を行う。

- (1) 環境の維持保全に関する事項
- (2) 防犯、防災及び交通対策に関する事項
- (3) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事項
- (4) 共用諸施設の維持管理に関する事項
- (5) 本会以外の各種団体との協力及び連絡調整に関する事項
- (6) 福祉及び厚生に関する事項
- (7) 青少年の育成支援に関する事項
- (8) 建築協定及び緑地協定の内容確保に関する事項
- (9) その他必要な事項

(運営の原則)

第4条 本会の運営は、個人の生活を尊重し、かつ会員の自主的意思に基づいて民主的に行うものとする。

## 第2章 会 員

(会員資格と会費の納入)

第5条 会員は、第28条に定めるところにより会費を納入するものとする。

2. 会員は、一定期間居住しない場合には、会長に届けることにより会員資格を休止することができる。

(権利と義務)

第6条 会員は、本会則により次の権利と義務を平等に有する。

- (1) 本会の事業に参加し、運営に協力すること
- (2) 役員への立候補及び役員の選出に関する事
- (3) 本会の運営に関する事
- (4) 総会及び役員会の議事録ならびに会計帳簿の閲覧
- (5) 会費の納入

## 第3章 組 織

(組織)

第7条 本会の組織は、別紙図面 1(染井野3丁目町内会ブロック割り図)のとおりブロックに区分するとともに、別紙図面 2(染井野3丁目町内会班割り図)のとおり班に区分する。

(ブロック)

第8条 各ブロックには、ブロック長を置くものとする。

2. ゴミ置き場の利用及び管理はブロック単位で行うものとする。
3. ブロック長選任に際し、会員が80歳を超えている場合、ブロック長を免除することができる。ただし、会員が引き受ける意思がある場合及びブロック長を引き受けることができる同居家族がいる場合は、免除の対象とはしない。

(班)

第9条 各班には、班長を置くものとする。

2. 班長は、ブロック長を補佐するとともに、各種文書の回覧・配布及び会費の徴収等を行う。
3. 班長は、各班において会員の中から1名選出する。班長の選出は、原則として輪番制とし任期は4月1日又は10月1日からそれぞれ6ヶ月間とする。ただし、会長又は2期連続した役員がその任期の終了後4年以内に班長の順番がきた場合、班長を免除できるものとする。

(専門部会)

第10条 本会の事業を円滑に遂行するために、次の専門部会を置く。また、必要に応じ別の専門部会を設置することができる。

- (1) 総務部会
  - (2) 広報部会
  - (3) 交通・防災・防犯部会
  - (4) 環境・衛生部会
  - (5) 文教・体育部会
  - (6) 中央集会所部会
  - (7) 福祉・青少年部会
  - (8) 緑地・建築協定部会
2. 専門部会には、その下部組織として、当該部会に関する課題をもっぱら検討するための検討部署（以下「検討会等」という。）を設けることができる。
  3. 検討会等は、専門部会長と連携を密にし、担当する課題について、町内会活動との整合性をとるものとする。検討会等が他の町内会との連合組織体として活動する必要がある場合は、その構成メンバーとして参画する。
  4. 検討会等の委員は、会員から公募することができる。検討会等には、必要に応じて、会員以外の専門的知識を有する者を参画させることができる。検討会等の委員の人数および任期は、検討会等の活動目的・期間・業務量等を考慮して決める。

(染井野中央集会所運営委員会)

第 11 条 本会は、染井野 5 丁目町内会と協力し「染井野中央集会所運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の運営にあたる。

2. 「染井野中央集会所管理運営規定」に定める運営委員会の委員として本会の役員のうち会長、副会長を含む 3 名を派遣する。(以下「派遣委員」という。)
3. 派遣委員は、染井野中央集会所の適正な維持管理と民主的な運営を図るものとする。

(緑地協定運営委員会・建築協定運営委員会)

第 12 条 佐倉染井野 S1 地区緑地協定運営委員会及び佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会に、本会の役員 1 名をオブザーバーとして派遣する。

2. 佐倉染井野 S2 地区緑地協定運営委員会及び佐倉染井野 S2 地区建築協定運営委員会に、本会の役員の中から各 2 名ずつを派遣する。当該派遣者は、各運営委員会の委員を併任する。

(自主防災組織)

第 13 条 本会は、染井野三丁目地内の防災活動を推進するため、「災害対策基本法」及び「佐倉市災害対策条例」に定める自主防災組織を、本会とは別に組織する。

2. 本会は、自主防災組織の管理運営及び事業遂行のため、原則として、ブロック長、その他の役員、及び班長全員を派遣する。当該派遣者は、同組織の委員を併任する。
3. 本会は、自主防災組織の運営費及び事業費を、役員会の決議に基づき、予算に計上の上、同組織に拠出する。
4. 本会は、自主防災組織の管理運営及び事業遂行のため、役員会の決議に基づき、個人情報保護に十分配慮の上、会員名簿を同組織に提供することが出来る。
5. 本会は、自主防災組織に係わる事項を担当するため、担当役員を選任する。
6. 本条に定めるもののほか、必要な事項は別途、細則を設けて規定する。

## 第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 会長       | 1名      |
| (2) 副会長      | 2名以内    |
| (3) 会計及び会計補佐 | 各1名     |
| (4) 監査役      | 2名以内    |
| (5) 専門部会長    | 各部会1名   |
| (6) ブロック長    | 各ブロック1名 |
| (7) その他の役員   | 若干名     |

(役員の仕事)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の仕事を一括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時は、その仕事を代行する。
3. 会計は、本会の出納を管理し、これに必要な仕事を処理する。会計補佐は、会計を補佐する。
4. 監査役は、会計を監査してその結果を総会に報告する。
5. 専門部会長は、担当部会の運営にあたる。
6. ブロック長は、ブロックを代表し、本会運営に必要な仕事を行う。
7. その他の役員は、ブロックを代表せず、本会運営に必要な仕事を行う。

(役員の選任)

第16条 会長・副会長は、会員の中から立候補を受付けるものとし、各定数を越えた場合は会員の選挙により選任する。立候補者が定数に満たない場合はブロック長の中から総会において選任する。ただし、班長との兼務はできないものとする。

2. 各ブロックの会員の中から1名以上の役員を選出するものとし、そのうちの1名をブロック長とする。ブロック長の選出は、原則として1年毎の輪番制とする。その他の役員の選出は、必要に応じて前年度の役員会でその人数と役職を

取り決めるものとする。ただし、班長との兼務はできないものとする。

3. 会計、会計補佐、監査役及び専門部会長は、ブロック長およびその他の役員の互選により選任するものとし、必要に応じ兼任できるものとする。ただし、会計、会計補佐、監査役は、それぞれ相互に兼任できないものとする。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31までの1年とする。ただし、再任を妨げないが、連続しての任期は2年を限度とする。

2. 前項の任期の途中で就任した役員の任期は、他の役員と同一とする。
3. 4月1日以降新役員が選任されるまでの期間は、従来 of 役員が会務を執行するものとする。

## 第5章 会 議

(会議)

第18条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第19条 総会は、会員をもって構成し、会長が議長を行う。

2. 総会は、対面により開催することを原則とするが、定例会役員の全員の賛成があったときは、書面表決による総会に変更することができる。
3. 定時総会は、毎年1回4月に開催し、次の事項を決議する。
  - (1) 前年度の事業報告と今年度事業の実施方針
  - (2) 前年度の収支決算及び今年度予算の承認
  - (3) 前年度の会計監査報告
  - (4) 会長、副会長の選任
  - (5) その他重要な事項

4. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員会の決議があったとき
- (3) 請求時点での第 20 条に定める有権者の 3 分の 1 以上の書面による請求があったとき

(議決権)

第 20 条 会員は、1 住戸あたり 1 票の議決権を有する。(以下「有権者」という。)

(総会の成立)

第 21 条 総会は、招集日現在の有権者の過半数の出席により成立する。

2. 総会に出席しない有権者は、議長もしくは出席する有権者にその議決権行使を文書でもって委任する事ができる。この場合、出席数の計算については委任を受けた者の出席をもって有権者が出席したものとみなす。
3. 第 19 条 2 による書面議決を行った場合、有権者の過半数の書面議決書の提出により総会は成立する。

(決議方法)

第 22 条 総会の決議は、出席した有権者の過半数で決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

2. 第 19 条 2 による書面議決を行った場合、有権者の過半数の同意をもって議決する。

(役員会)

第 23 条 役員会は、第 14 条に規定する役員をもって構成し、本会の運営に必要な業務を行う。役員会の議長は会長が行う。

(役員会の招集)

第 24 条 役員会は、次の各号の場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員の3分の1以上の請求があったとき

(役員会の成立及び決議方法)

第25条 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。

2. 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決する。ただし、委任状による議決権の行使は認めないものとする。
3. 兼任する役員が有する議決権は、1票とする。

(議事録)

第26条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成し、会長が保管する。

## 第6章 会 計

(運営基金)

第27条 本区域内において建物を最初に取得した者は、本会の運営基金として、建物1棟あたり金20,000円を本会に納入するものとする。

2. 納入された運営基金は、本会に帰属し事情のいかんを問わず返還しない。ただし、運営基金の徴収に関し疑義が生じた場合は役員会にて決定する。

(会費)

第28条 会員は、会費として1住戸あたり月額500円を納入するものとする。納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

2. 本会は、必要に応じ総会の決議を経て、会費の変更及び臨時会費の徴収を行うことができる

(経費)

第29条 本会の経費は、運営基金、会費及びその他収入をもってこれに充てる。

2. 多額な事業費に必要な経費として支出する運営基金の限度額は、その二分の一までとする。

(通信交通費)

第 30 条 役員等が会務のために要した交通費、弁当代、通信費等については、実費を支出することができる。

(慶弔)

第 31 条 本会は、会員に対し、慶弔金を拠出することができるものとし、その額については、細則に定める。

(会計年度)

第 32 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(帳簿)

第 33 条 会計は、本年の現・預金を保管するほか金銭の収支について帳簿類を整備するものとする。

2. 会計は、帳簿類の整備及び予算ならびに決算書を作成するに当たり、勘定科目を設定する。ただし、勘定科目の廃止及び名称、内訳等を変更する必要が生じた場合には、役員会の決議に基づき、改廃することが出来る。

## 第 7 章 雑 則

(資産管理)

第 34 条 本会の役員は、善良なる管理者の注意をもって本会の資産を管理しなければならない。

(細則)

第 35 条 本会則に定めるもののほか、必要に応じて細則を定めることができる。

(附則)

本会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 8 年一部改正)

平成 8 年 4 月 14 日から施行する。

(平成 18 年一部改正)

平成 18 年 4 月 9 日から施行する。

(平成 19 年一部改正)

平成 19 年 4 月 15 日から施行する。

(平成 20 年一部改正)

平成 20 年 4 月 6 日から施行する。

(平成 23 年一部改正)

平成 23 年 4 月 3 日から施行する。

(平成 24 年一部改正)

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年一部改正)

平成 26 年 4 月 13 日から施行する。

(平成 28 年一部改正)

平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

(平成 31 年一部改正)

平成 31 年 4 月 14 日から施行する。

(令和 2 年一部改正)

令和 2 年 4 月 12 日から施行する。

(令和 3 年一部改正)

令和 3 年 4 月 11 日から施行する。

(令和 6 年一部改正)

令和 6 年 4 月 6 日から施行する。

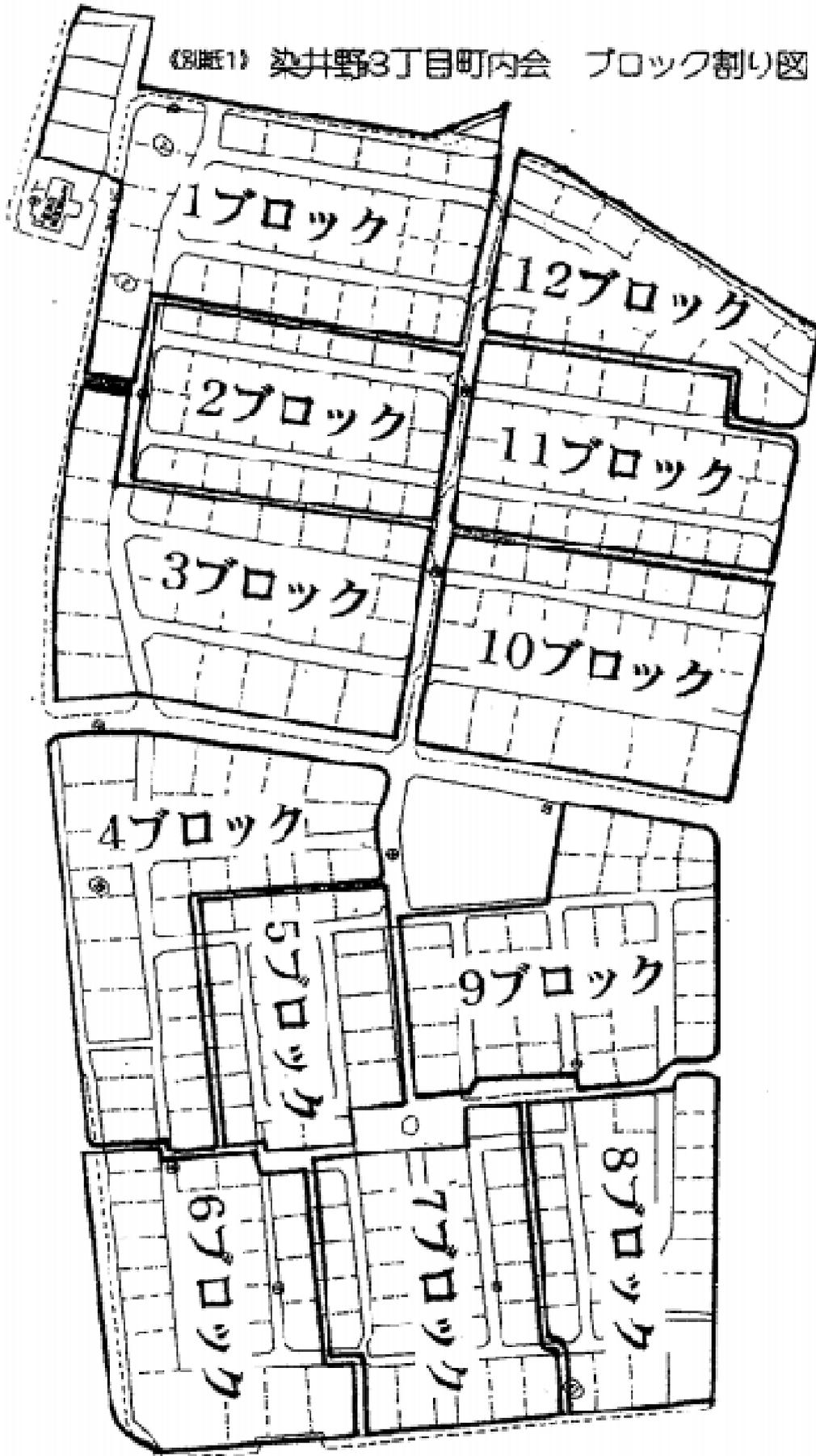
## 平成24年以降の改正一覧

番号	会則改正の名称	改正事項	改正内容
1	平成24年改正	第10条第1項 (改正)	緑地・建築協定部会の設置
2		第10条第2項～ 第4項(追加)	検討会等の設置
3		第11条第4項 (改正)	派遣委員の任期
4		第14条第4項 (削除)	顧問制の廃止
5		第26条第1項 (改正)	会費月額の減額 (600→500円)
1	平成26年改正	第2条第1項 (改正)	居住者→居住及び所有する者
2		第5条第2項 (削除)	会員資格と会費の納入
3		第8条第3項 (追加)	ブロック長の定年制導入

4		第 11 条第 4 項 (削除)	派遣委員の任期
5		第 26 条第 1 項 (改正)	会費月額を増額 (500→600 円)
6		第 27 条第 2 項 (追加)	運営基金の限度額
1	平成 28 年改正	第 5 条第 2 項 (追加)	会員の休止制度導入
2		第 26 条第 1 項 (改正)	会費月額の減額 (600→500 円)
1	平成 31 年改正	第 3 条第 1 項 第 10 条第 1 項	表記変更 緑化→緑地
2		第 12 条第 1 項 同第 2 項 (挿入)	緑地委員会等 実態に即し説明
3		第 13 条第 1～第 6 項 (挿入)	自主防災会則の根拠規定明記
4		第 31 条第 2 項 (追加)	勘定科目設定と改廃
1	令和 2 年改正	第 13 条第 2 項 第 14 条 (追加)	その他の役員の自主防災組織への派遣、本会役員へ就任 (今後役員数の増員が可能)
2		第 15 条第 7 項 (追加)	その他役員の任務
3		第 16 条第 2 項 同第 3 項 (追加)	その他役員の選出方法 役職選任方法
1	令和 3 年改正	全体 (変更)	三丁目を 3 丁目に変更
1	令和 6 年改正	第 19 条第 2 項 (追加)	総会開催方法の追加 (書面評決)
2	令和 6 年改正	第 21 条第 3 項 (追加)	総会成立要件の追加

		加)	
3	令和6年改正	第22条第2項(追加)	議決方法の追加

《別紙1》 染井野3丁目町内会 ブロック割り図



(別紙2) 染井野3丁目町内会 班割り図

